

青森県教育委員会第785回定例会会議録

期 日 平成26年6月4日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 議案第1号 平成27年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 平成27年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 青森県立郷土館協議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 青森県いじめ防止基本方針について
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況

平成26年6月4日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後1時46分
- ・出席者の氏名
豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、中村充（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
佐藤理事、奈良教育次長、岡田参事、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長、高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
町田委員、野澤委員
- ・書記
外崎学、村上健

会 議

議 事

議案第 1 号 平成 27 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案

(成田学校教育課長)

青森県立中学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

平成 27 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針については、

- 1 県立中学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせて、総合的に評価し、行うものとする。
- 3 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

としている。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第 1 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(豊川委員長)

議案第 1 号は原案どおり決定する。

議案第 2 号 平成 27 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案

(成田学校教育課長)

青森県立高等学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

平成 27 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針については、

- 1 高等学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1 人、1 校 1 学科・コース（部）に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第 2 志望を認める。
 - (2) 選抜は、中学校の校長から提出される調査書、青森県教育委員会が実施する学力検

査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。

(3) 合格者数が募集人員に満たない学科等において、別に定めるところにより、再募集を行うものとする。

など、既に公表している「青森県立高等学校入学者選抜に係る新制度」に基づいた内容となっている。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(豊川委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

議案第3号 青森県立郷土館協議会委員の人事について

(岡田参事)

青森県立郷土館協議会委員のうち、学校教育関係の委員を務める中山信義氏から辞任願いが提出されたため、これを承認することとし、その後任として東北町立上北中学校長中村廣美氏を新たに委員に任命するものである。中村氏は、中学校社会科の教員として地域教材の開発とそれを用いた授業実践に努めてきた方であるほか、十和田市の小学校副読本編集を担当するなどの経験を有し、学校関係者からの委員として適任と考えている。

なお、後任委員候補者の任期は、前任者の残任期間である平成27年10月11日までである。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(豊川委員長)

議案第3号は原案どおり決定する。

そ の 他 青森県いじめ防止基本方針について

(成田学校教育課長)

「青森県いじめ防止基本方針」が知事により公表されたので、これまでの経緯を含め、御報告する。

1の「パブリック・コメントの結果」を御覧いただきたい。4月の臨時会で御報告した「青森県いじめ防止基本方針（案）」についてパブリック・コメントを実施したところ、5名から9件の御意見をいただいた。寄せられた意見については、別添1にまとめてある。

2の「基本方針（案）の修正」を御覧いただきたい。9件の御意見を検討した結果、字句文言等の加除修正である「文章修正等」での対応となったのが2件、他の7件の御意見は同じような考え方や趣旨は、すでに記述していることから「記述済み」とさせていただいた。以上から、基本方針（案）と比べ、大きな方向性や基本的な性格に変更はない。

2件の修正箇所については、別添2を御覧いただきたい。1つ目は、「いじめの定義」の箇所で、直前に同様の趣旨の記述があることから、右のように削除することとした。2つ目は、「いじめ理解」の箇所で、「暴力をとまなわなしいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。」の部分で、これに関する調査及びその結果も示すべきとの意見であった。これについては、調査名や結果のデータではなく、右のように内容を要約した形で修正した。

別添3が修正を加えて「青森県いじめ防止基本方針」として知事に決裁いただいたものである。

最後に、4の「今後のスケジュール」についてであるが、今月の定例県議会において「教育委員会附属機関の設置条例案」及び「重大事態の再調査に係る知事附属機関の設置条例案（改正）」を上程することとしている。

(中村教育長)

いじめについては、いじめを受けた児童生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為であると捉えている。また、いじめ行為により児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

今後、「青森県いじめ防止基本方針」のもと、各市町村はじめ学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携を図りながら、いじめ問題に対峙し、本県の全ての児童生徒が明るく健やかに学校生活を送ることを目指して取り組みを進めて参りたい。

(野澤委員)

青森県いじめ防止基本方針素案、その後の修正案、そして、パブリックコメントを経て、こういう形になったと理解している。中村教育長がおっしゃったように、人格、人権に関する様々な配慮をしながら進めていこうということで、私はこれでいいと思う。それと、最後に一つ。パブリックコメントの資料の中で、「聞く」ではなく「聴く」という言葉をあえて使って質問された方がいるようだが、この意見を見て思ったのは、この方はそういう「姿勢」を求めているのかなと。生徒及び父兄、地域の方々にただ「聞く」のではなくて、心を込めて「聴く」姿勢というのをこの方は求めていたのではないかと感じた。

(中沢委員)

私も、子どもたちとの関わりをちゃんとつなげていく、まず話を「聴く」という中で本音が出てくると考えていて、そこがない限りはいじめはなくならないと思う。

(中村教育長)

御意見いただいたところについては、方針を徹底していく中で、しっかりと解説して、趣旨が伝わるよう取組を進めて参りたい。

(豊川委員長)

では、この辺で青森県いじめ防止基本方針の件については了解ということとする。

その他 職員の懲戒処分の状況

(豊川委員長)

5月中に行った職員の懲戒処分については資料のとおりである。何かご意見、ご質問はないか。なければ、懲戒処分の状況については了解した。